

被害者救済に「陪審制」

医療事故を市民の目で検討

医療事故の被害者救済と再発防止を目指す弁護士らのグループが28日、一般市民から選んだ「陪審員」による事故の模擬判定会を、初めて名古屋市内で開いた。参加者たちは慣れないテーマに戸惑いながらも、提示された事例について様々な角度から意見を述べ合い、解決の道を探った。

名古屋で模擬判定会

主催したのは「医療被害防止・救済システムの実現をめざす会」（仮称「準備室」）。全国の弁護士で作る医療事故情報センターの活動から生まれ、特殊法人「医療被害防止・救済センター」の設立を提唱している。

弁護士ら、初の試み

よる医薬品副作用被害救済制度や、予防接種法に基づく健康被害の救済措置に似た仕組みだ。

模擬判定会で「陪審員」となったのは、名古屋市中区の40～65歳の有権者の中から無作為に選ぶなどした計8人。調査員役の弁護士から架空の2症例の説明を受け、論議した。

うち1例は、高脂血症の持病があり、1日2箱のたばこを吸う中年男性が心筋梗塞の疑いを指摘され、心臓の血管に管を通す検査で血管が傷ついていたケース。担当



模擬判定会

医師は「上手な医師がやっても1万人に1人くらい」の確率で起こる」と主張。持病で血管がもろくなっていた可能性がある

初めて開かれた一般市民参加の医療事故模擬判定会。名古屋市中区丸の内3丁目。

も。「たばこは政府が認めている。ヘビースモーカーを差別するのは間違っている」との指摘も出た。最終的には救済の方向ではぼまとまった。

「陪審員」となった40代の女性は「素人が重大な判定をしているのかと心配だったが、素直に考えて結論を出せば、市民でもできるのでは」と話した。

準備室代表の加藤良夫弁護士は「真剣な議論だった。やり方を工夫すれば市民による判定会は十分うまくいく可能性がある」と総括した。